

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>令和 3年 6月11日</p> <p>大分県知事 殿</p> <p>提出者 〒872-0302 住 所 大分県宇佐市院内町二日市194番地の1 氏 名 株式会社大弓建設 代表取締役 大弓 顕 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0978-42-6327</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 大弓建設
事業場の所在地	大分県宇佐市院内町二日市194番地の1
計画期間	令和 3年4月1日～令和 4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D 建設業 06 総合工事業
②事業の規模	25,701万円
③従業員数	14人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類(コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片) 廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等 再生処理業者に委託して、再資源化  その他の廃棄物 処理業者に処理を委託

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)  別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の発生抑制を考慮して施工する。	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記に加え、施工計画の段階から廃棄物の発生抑制を考慮した施工方法を検討する。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、木くずは分別し他の廃棄物が混入しないように確実に分別を実施する。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記の取組を引続き実施する。	

## (第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでに実施した取組を継続して行う。</li> <li>・ 委託先処理業者は定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

(第6面)

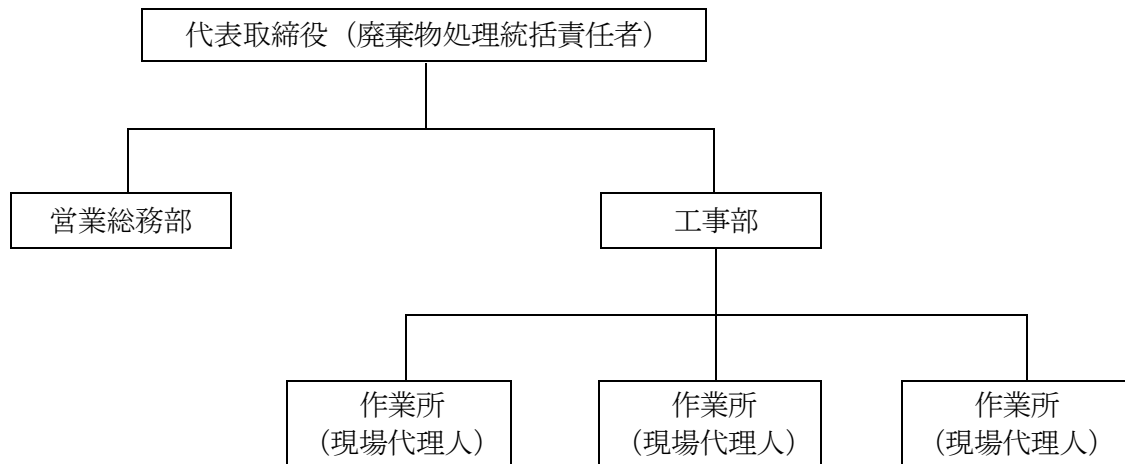
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	代表取締役	
廃棄物処理責任者	各作業所の所長（現場代理人）	
約	営業総務部	廃棄物処理に関する検討 委託契約の締結 監督官庁への各種報告 産業廃棄物管理票の交付・管理 その他関係する事項
	工事部	廃棄物処理計画の作成 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 処理業者・再生利用業者の選定及び管理 産業廃棄物管理票の交付・管理 社員・関連会社に対する教育及び啓発 その他関係する事項

## 廃棄物管理組織図



別紙 2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位：t

	【前年度（令和 2年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート破片	アスコン破片	廃プラ	繊維くず
①現状	排 出 量	285	527	775	0.66	0.44
②計画	排 出 量	260	500	750	0.50	0.40

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

単位：t

	【前年度（令和 2年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート破片	アスコン破片	廃プラ	繊維くず
①現状	全処理委託量	285	527	775	0.66	0.44
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量					
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	285	527	775	0.66	0.44
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリート破片	アスコン破片	廃プラ	繊維くず
	全処理委託量	260	500	750	0.50	0.40
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量					
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	260	500	750	0.50	0.40
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量					
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量					